

しいたけ増産体制整備総合対策事業：R3

こんな時	～原木搬出の作業路がほしい～	～増産のための施設・機械がほしい～					
事業名	低コスト簡易作業路整備事業	生産施設等整備事業					京都市場出荷
		ア. 効率化促進対策	イ. 生産施設高度化対策				
内容	林内作業路の開設	バックホウ・ユニック等	人工ほだ場・ハウス・散水施設等		生産施設機械等		生産施設機械等
補助対象者	原木しいたけ生産者団体	原木しいたけ生産者法人	原木しいたけ生産者 林業団体	原木しいたけ生産者・法人・林業団体		菌床しいたけ生産者 法人・団体	原木しいたけ生産者
年齢	年齢制限なし						
栽培年数	—	3年目以上（申請時：植菌3回以上済）				—	3年目以上（申請時：植菌3回以上済）
植菌数 (現状と目標)	5万駒以上 かつ増産計画	10万駒以上→15万駒以上	10万駒以上→15万駒以上	5万駒以上→10万駒以上	5万駒以上→10万駒以上	2,500菌床以上→5,000菌床以上	京都市場向け出荷の 増産計画があること
		※当年度1割以上増産（前年度or過去3年実績平均から）					
補助率	500円/m	1/2	3/4	1/2	1/2	1/2	3/4
県・市割合	県：400円、市：100円	県：1/3以内、市：1/6	県：1/2以内、市：1/4	県：1/3以内、市：1/6	県：1/3以内、市：1/6	県：1/3以内、市：1/6	県：1/2以内、市：1/4
事業費 上限	定額	上限：300万円 (補助金：150万円)	人工ほだ場：5千円/m ² ハウス：2万円/m ² 上限：500万円 ※単年度メニュー内上限 (補助金：(3/4)375万円、(1/2)250万円)		上限：500万円 (補助金：250万円)		人工ほだ場：5千円/m ² ハウス：2万円/m ² 上限：500万円 ※単年度メニュー内上限 (補助金：375万円)
主な 補助要件等	<ul style="list-style-type: none"> しいたけ原木林0.3ha以上 延長100m以上 0.1haあたり100mまで 事業着手以降に開設したもの 幅員が2m以上のもの 既存路網の補修は不可 切土が発生しない原野等の開設は不可 (地面を削るなどして必ず切土が発生するようにしてください) バックホウを補助事業で導入またはリースした場合、これを利用して開設したものは不可 事前写真必須 (R1～) 	<ul style="list-style-type: none"> グラブはアタッチメントのみでも可 中古も可。ただし、販売店からの稼働証明書が必要 耐用年数内に導入機械を処分した場合は補助金返還とする。 ※国庫補助はR3で廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 中古は不可 〔面積要件〕 * 散水施設を設置するほだ場：0.1ha以上 * 人工ほだ場設置：0.05ha以上 * 広葉樹植栽ほだ場改良：0.05ha以上 (樹高2～3m広葉樹を植栽すること) 導入したハウス（園芸用）は共済保険の加入義務あり。 耐用年数内に導入施設を処分した場合は補助金返還とする。 ・耐用年数を超えた施設の移転、改修、改良はその他特認とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 中古は不可 〔対象物〕 林内作業車、乾燥機、自動穿孔機、スライ、選別機、保冷库、ウィンチ取り付け、暖房機、浸水槽、ボ-リツグ、その他特認 H30より林内作業車、乾燥機が対象。 耐用年数内に導入施設を処分した場合は補助金返還とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中古は不可 〔対象物〕 保冷库、暖房機、袋詰機、ボ-リツグ、その他特認 耐用年数内に導入施設を処分した場合は補助金返還とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 中古は不可 〔対象物〕 ハウス、保冷库、暖房機、浸水槽、ほか 導入したハウス（園芸用）の共済保険加入義務あり 耐用年数内に導入施設を処分した場合は補助金返還とする。

※ほかにも諸条件があります。詳しくは担当までご相談ください。

※R1年度より追加。事業実施年度に植菌数が1割以上増加しなかった場合、今後3年間当該補助事業が実施できません。ご注意ください。

※補助事業を行う場合、2月中には施工（道の開設や機械の購入・設置）を完了させる必要があります。

※補助事業の申請前に道の開設や購入等を行った場合は補助対象外になりますので注意してください。